

ID: 28-2

担当部署: 建設水道課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	村田町公共物管理条例 第6条		
例規番号	平成13年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第6条 町長は、公益上必要がある場合その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>財政課 建設水道課</p>		
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日